

## 第3回 川口市保育施設等事故検証委員会 議事録

開催日時 : 平成28年8月31日(水)  
午後6時30分から8時5分まで  
開催場所 : 第二庁舎 地下第1・2会議室

### ■出席委員

岩谷委員長、小川委員、剣持委員、嶋根委員、本田委員

### ■欠席委員 なし

### ■事務局出席者

子ども部：福田部長

子ども総務課：根岸課長、本多政策係長、渡邊主事

### ■担当課出席者

保育入所課：藤波次長、大島主幹、田尻主任

### ■傍聴者：9名

### ■配付資料

認可外保育施設指導監督の指針

認可外保育施設指導監督基準

次第

---

## 開会

### 委員長あいさつ

## 議事

### 議題1 両親ヒアリング（非公開）

両親より、事故までの状況、預けた経緯、本委員会に期待すること等陳述。  
各委員との質疑応答。

## 議題2 「認可外保育施設指導監督の指針」及び「認可外保育施設指導監督基準」について

○担当課：

「認可外保育施設指導監督の指針」及び「認可外保育施設指導監督基準」について説明する。

まず、「認可外保育施設指導監督の指針」は、認可外保育施設について、適正な保育内容及び保育環境が確保されているかを確認するとともに、改善指導や改善勧告等を行う際の手順や留意点等を定めている。

次に「認可外保育施設指導監督基準」は、

- ・保育に従事する配置人数、保育室の必要面積、トイレや台所などの設備に関する基準
- ・保育内容や給食・衛生管理、児童の健康管理などに関する基準
- ・利用者への情報提供や職員・利用児童に対する書類整備に関する基準

などを定めている。

本市では、平成15年度から調査権限が埼玉県より移譲されたことに伴い、先の指針や基準に基づき、作成した「川口市認可外保育施設指導監督要綱」により、各施設に対し年1回事前通告による立入調査を実施するとともに、今回の事故を受け、抜き打ちによる、午睡時におけるブレスチェック等の実施についても確認を行なっている。

○委員長：

監督の指針と基準と市の要綱があり、指針が1番の基本となり、指針に基づき基準があり、その基準の最後に要綱で規定している事になっている。内容については、事前に配布しているが、この件について質問はあるか。

○委員長：

認可外保育施設指導監督基準の中の第1の1の(8)の児童福祉施設設備運営基準第33条の2項に規定している最低基準にある乳児3人について1人とあるが、川口市の認可外保育施設では、全て守られているのか。

○担当課：

年1回事前通告による立入調査を行っているが、ほとんどの認可外保育施設が、1つの部屋で様々な歳児を見ているという状況である。その場合、0歳児は3：1、1歳児は6：1、そういった児童数と職員数を按分した人数で、保育を行う事が可能となっている。立入調査を行った際、特に午睡時間中の職員配置について、基準どおりでない保育施設も見受けられるのが、現状にある。市としては午睡時について、突然死症候群等の危険もある事から、丹念にチェックを図っているところである。

○委員長：

0歳児の子どもを1人預かって、その0歳児の子どもに1人の保育士をつけなくては行けないのか。0歳児の保育料だけで、1人の保育士の給料を賄うことになると、非常に大変な事ではないか。

○担当課：

0歳児1人でも1人の保育士がつくというのが、原則となる。1つの部屋で様々な年齢を見る場合は、例えば、0歳児の子どもが1人の時、それを3で割ると、保育士数が0.33人、1歳児が3人の時、6で割ると、0.5人のようにそれぞれの歳児を按分し、合計して必要な配置人数となる。

○委員長：

0歳児の子どもが1人の場合、全体的な保育士が何人と決めると、目が行き届かない可能性もある。乳児と1歳、2歳、3歳と分け、それぞれクラス別にして保育士何人ときちんと決めた方が良いのではないか。

○担当課：

これは、川口市の基準ではなく、厚生労働省の基準であり、本市もそれを採用している。

○委員長：

国の基準が変わらない限り、市が変える訳にはいかないことか。

○担当課：

現状では、国の基準で保育士配置を確認している。

○委員長：

市では、調査を年に1回を2回ぐらいにするような案は出ていないのか。

○担当課：

現在、事前通告をした立入調査を1回。その他に、13時から15時の午睡中に抜き打ちで、ブレスチェック等の確認をしている。今後、検証委員会の中で提言があれば、当然の事ながら複数回の立入等も考えていかねばならないと考えている。

○委員：

指針の留意事項にある問題を有すると考えられる施設という所はどういった基準なのか。当該施設の場合、保育士に対する検便の検査が何回も指摘されており、子どもの安全に関わる基準を満たしていない。その場合、問題を有する施設と考えるのか。その基準について、何の項目がいくつあれば、問題があると考えているのか。

○担当課：

当該施設については、検便検査がされていないなど、複数年に渡って指導を行ってきているところである。お子さんを預かる施設として、ないがしろにできない部分であり、市としても、当該施設に対して、検査の実施を再三指導していたところ、6月に全職員の検便検査を実施したと確認したところである。

どのぐらいの項目があれば、要チェックとする判断については、本来であれば、1つでも指導項目があれば、是正していく施設として指導を行うべきだと考えているが、各保育施設においては、検便検査も含め、3～4項目を指導している現状である。

市としても、この4月から認可外保育施設の立入調査結果を市のホームページに掲載し、周知をしているところである。市民の方に情報を知らせる事により、判断の材料の1つとしていただくために、指導状況・指導内容を掲載している。

○委員：

食事の世話など特に児童の手がかかる時間帯については、児童の処遇に支障を来たす事のないように、保育従事者の配置に留意することとあるが、どのような事を求めているか。

○担当課：

こちらの食事の世話などに特に児童の手がかかる時間帯については、職員配置を加配するなど目の行き届くような職員配置を市として求めているところである。

○委員：

そのとおりやっていけば人の配置としても少し目が行き届くようになる。

厚生労働省の配置基準では、乳児が2人の場合、0.6人。1歳児が3人の場合、0.5人。合わせると、1人になる。現場では、乳児が2人、1歳児が3人いて、職員1人配置との基準である。これで保育の質が保たれるのか安全の基準が確保されているのか検証を誰がどこでやっているのか。

○担当課：

市としては、基準についても検証委員会の中で検討いただいた検証結果を参考にし、認可外保育施設の指導のあり方について考えていきたい。

○委員：

市では、当該施設や認可外保育施設の経営状況まで分かっているのか。

○担当課：

指導監督基準では、保育内容や設備内容等となるので、経営状況に至るまでは、監督していない。

○委員：

認可保育所については、把握しているのか。

○担当課：

認可保育所については、把握をしている。系列の企業がある場合には、その親会社についても確認をしている。

○委員：

川口市の認可保育園の場合、1歳児は、特に手厚くと言う事で、5：1の基準にしており、川口市で色々な面を配慮して子供達の安全と言うものを考えていると思うが、指導と言うのは、強制力はあるのか。

○担当課：

市としても今回の事故について、行政指導を行っている。その指導を何回行っても改善されない場合には、勧告に移り、改善されない場合は、施設名を公表する。その後、複数回の勧告をしたにも関わらず、改善されない場合には、市が持っている独自の審議会に諮り、改善がされない、またその事業者にその意思がないと言った場合、業務停止命令・営業廃止命令を行うという形になっている。

○委員：

相当、時間がかかると言う事か。

○担当課：

はい。

○委員：

雇用関係について、現場で何対1の人数のみの調査・指導なのか。例えば、今回の場合、園長は資格がない。保育士の有資格者が何人かいるが、多くが無資格であり、園長以外の保育士も全てがパートであり何年もパートでいる場合、労働基準法からの指導はあるのか。

○担当課：

基本的には、保育事業につきまして、専任で雇わなければいけないと言う部分はないので、労働基準法上の指導はないと言う事になる。

○委員：

パートの概念が、基準法からして、延々とパートで良いのか。パートはあくまでも臨時と言うイメージが強く、処遇面もしかり、大切な命を預かる施設として、常勤がいらないと言う事自体ありえ得ないのではないかと思いついた。

### 議題3 事故前後の指導事項について

○担当課：

事故前後の指導事項について説明する。

始めに、事故前の当該認可外保育施設に対する指導事項であるが、過去4年の通常立入調査においては、毎年いくつかの指導事項があり、その都度、改善指導を行っている。

また、市が行った指導事項については、保育内容に関する事、健康管理や安全確保に関するもので、複数年にわたり指導を行っているものもある。市としては、今後はより一層、厳しい姿勢で指導に望み、施設の改善につなげていきたいと考えているところである。

次に、事故後の指導事項について、説明をする。

市では、平成27年9月1日、2日に立入調査を実施し、事故発生時の状況について確認を行なった。

その結果、保育従事者数について、認可外保育施設指導監督基準における第1の1の(1)で、「食事の世話など特に児童に手がかかる時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。」において、留意された配置が図られておらず、また、指導監督基準の第5(1)アの保育内容についても、6か月未満の児童に対しては、「心身の機能の未熟性を理解したうえ、笑う、泣くという表情の変化や体の動きなどの行動が、乳児の生理的及び心理的な欲求の表現であることに気づき、感性豊かに受け止め、優しく体と言葉で応対するよう努めているか。」と規定されており、当該認可外保育施設については、泣き続けていた児童に対してこのような対応が図られていなかった。その事から、事業者に対して、平成27年9月18日に立入調査結果通知書による改善指導を行い、改善結果報告書の提出を指示した。

これに対し、平成27年9月30日に事業者より、「今後は、0歳児保育は行わない。」「食事の時、1、2歳児に対し職員を増やし、児童へ目が行き届かないということがないようにする。」そして、「新たに児童を受け入れた際には、職員を1人増やす」等改善を図る報告があった。

これを受け、市では平成27年10月29日に抜き打ちで立入調査を実施したところ、9月18日の指導事項については改善がされていたが、新たに、指導監督基準を満たしていない事項が確認された。

その内容としては、13時から15時の午睡時間帯において、保育従事者の数が不足していた。これは、本来3人必要なところ、2人というものである。あとは、乳幼児突然死症候群の予防に関して、ブレスチェックシートによる記録が怠っていたということが判明した事から、さらに市では、平成27年11月5日に施設設置者に対し、改善指導を行うとともに、今後改善が何度言ってもなされないような事態が起きた場合は、改善勧告に移り、さらには、公表、営業停止なども含めた重い処分も念頭に対応する旨を厳しく指導したところである。

これに対し、施設からは平成27年11月17日に「13時～15時の時間帯については、

現在2人であった所に2人補充し、4人体制にする。」そして、午睡中については、「きめ細かく観察し、ブレスチェックシートへの記録を徹底する。」という改善結果報告書が提出された。その報告をうけ、市では、平成27年12月4日に抜き打ちで立入調査を行い、この時点では、改善が確認されたところである。

また、今年度に入り、平成28年4月18日に市としても再度抜き打ちによる立入調査を実施した。この時は、改善後の状況が維持されている事を確認した。

○委員長：

この件について、何か委員会の方で確認したい事はないか。

○委員：

保育室が2階だったが、おんぶひもなどを設置していないと園長が話していたが、保育士は2つあると話していた。26年に避難訓練が実施されていたと書いてあるが、2階からおんぶひもを使わないで、どこにどのように避難していたのか。

○担当課：

市の立入調査の際も指摘をし、おんぶひもでおんぶをすることにより、他の児童を避難する事ができるので、早急に対応するよう繰り返し指導をしてきたところである。また、同じ2階の住民の方や隣の会社の方が、何かあった時にはすぐに助けに来てくれるというような事を聞いている。

おんぶひもについては、その後購入したと聞いている。

○委員：

実際に使う練習などについては、それとなく伝えているのか。またチェックはしているのか。

○担当課：

伝えている。実施もしていると確認するが、今回の立入調査において、おんぶひもを使用して、実施したかは確認していない。

○委員：

久しぶりにおんぶひもを使用したり、初めて使うのは怖いと思う。日頃からそういう事が必要だったのではないか。

○担当課：

慣れないとおぶる時に落としては危険なので、十分練習をするように指導をしている。ただ、目の前でおんぶをしてもらっての確認はしていない。

○委員長：

0歳児に限定して、指針ではブレスチェックは寝ている場合のみのチェックで良いのか。国の基準は起きている時はしなくても良いという基準になっているのか。

○担当課：

ブレスチェックについては、乳児が寝ている時に息をしているかを、0歳児であれば5分に1回、1歳児であれば10分につき1回確認をしている。あまり暗すぎると顔色が覗えないので、お昼寝時もある程度の明るさを確保する必要がある。起きている時については、ブレスチェックのような確認をする基準はないが、起きている時も保育士として目の行き届くような対応を図ることが重要だと考えている。

○委員長：

保育士個人とすれば、ブレスチェックと言うのは、国の基準があろうがなかろうが、個人的には当然チェックしなくてはいけない。それから0歳児の場合は、国の基準では、ブレスチェックは就寝時の時は、何分に1回になっているのか。

○担当課：

0歳児については、5分に1回。

○委員長：

そうすると、国の基準からいけば0歳児については就寝時に限って5分に1回ブレスチェックすれば良いとなっているのか。

○担当課：

国の指導監督基準上は、ブレスチェックについては、そのようになっている。

#### 議題4 意見交換

委員長：

今まで各委員からご両親と市の担当者に意見もかなり出ているので、最後に第3回の委員会の中で、各委員が感じた事を一言だけお願いします。

○委員：

保育所保育指針にある6か月未満児の記載について、心身の機能の未熟性を理解したうえ、笑う、泣くという表情の変化や体の動きなどの行動が、乳児の生理的及び心理的な欲求の表現であることに気づき、感性豊かに受け止め、優しく、体と言葉で応答するよう努める。どこの保育施設でも必要な対応である。これが、できるためには、どういう体制が良いのか。



どういふ保育が必要なのか。ここが問われてくる。

先ほど話したように、食事の時には、人手が足りなくなるので、それに留意しなさいという質問をした。余分に加配をする事で、それがあつ程度防げるようになるかもしれない。

保育所保育指針で示されている方向が認可外保育施設も認可保育所も、本当にそれが補償されているか、今の基準がどうかと検証していく必要があるかと思う。

特に0歳児の場合は、泣くという行為で訴える。泣くという声を聞いた時に、保育士がこれはお腹が空いて泣いているのかもしれない、抱っこしてほしいのかもしれない、自分は今眠いんだという、そういう泣くという行為を敏感に感じとれる保育士の正に専門性。これがどこまで培われているのかと、そこが今問われている時代ではないかという感想である。

○委員：

この保育の施設にかなり厳しい。先ほどのブレスチェックについても5分に1回という事だが、私も10年間大きい病院に勤めていて、30人～40人の赤ちゃんが入院するような所にいた。夜中になると看護師が1人か2人で、全部を見るわけにはいかないのて、一晩中泣いている赤ちゃんもいた。保育の面と医療の面と、かなり差があるなと感じた。お父さんとお母さんのご心痛も本当によく分かるが。

事故なのか病気なのか検証しなければいけないと思う。

SIDSは、仰向けにしているても起こる。先ほど起きていたとの事だが、起きていても起こる可能性があると思う。さっき5分間に1回ブレスチェックすれば良いとの事だが、ブレスチェックした時は大丈夫だったが、その後、5分でも呼吸が止まれば、脳に障害が起きてしまう。本当にミスなどであれば、糾弾しなくてはいけないと思うが、病気の面でも見ていきたいので、できれば、赤ちゃんを初めに診た先生と解剖された先生の意見を聞く事が大事になって来るのではないかと思う。

医療センターで診てくれた先生は聞いているが、解剖した先生は。

○担当課：

確認したが、差し控えたいという事であった。

○委員長：

この委員会の1番の欠点は強制力がないことである。

○委員：

検便1つにおいても、認可保育所では、毎月1回、夏場は2回職員全員が検便をしている。そういった事1つ1つの細かい事も検証していくと、認可外保育施設の現状では、行政からの大きなメスが必要であるが、それには、行政の援助がなければ運営できないのではないかと感じた。

○委員：

先ほど避難訓練については、隣の会社などが来てくれると言うが、命を預かっている保育園として認識が甘いのではないかと感じた。やはり保育は、子どもの成長を見られるとてもいい仕事であるが、命を預かっているというすごく厳しい現場でもあると言う事をどう考えていたのかと思うと、残念なところがたくさんあった。連絡先も分からない状態であったと言う事も、今日初めて聞き、このような事がないようみんなで考えていかないといけないと改めて認識した。

○委員長：

3回の委員会をやった結果、認可外保育施設と言うのは、あまりに問題が大きすぎるというのが、私の実感である。

この次は、「事故原因の究明について」が議題となっている。

委員に取り計らいしたいが、事故原因の究明は、個人名を出さなければならない事や、刑事事件に関係する事もあると思うので、非公開で会議を開催したいと思うが、いかがか。

(異議なし)

次の会議は最初から最後まで非公開、内容は事故原因の究明とする。

閉会